

外国為替証拠金取引約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)が岩井証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間で行う外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)に関する権利義務関係を明確にする為の取り決めです。お客様が、添付の「外国為替証拠金取引(イワイFX)説明書兼リスク説明書」等により、本取引の特徴、リスクおよび仕組み等に関し十分に理解し、本約款に規定したルールに従って取引を行うことをご了承された場合にのみ、当社はお客様の本取引をお受けいたします。

なお本約款における用語の意義は、本約款の第2条(定義)において定めるところとします。

(取引)

第1条 本取引を開始するにあたっては、当社にお客様ご自身の証券取引口座を開設いただいた上で、外国為替証拠金取引口座(以下「本口座」といいます。)を開設していただく必要があります。

2 本口座への入出金は証券取引口座を介して行うものとします。

3 本約款の適用に基づく本取引は、当社が指定する取引対象の通貨の組み合わせ(以下「通貨ペア」といいます。)のいずれかについてのみ行うことができます。

4 本取引は、インターネット上の当社の所定のウェブサイト(外国為替証拠金取引システム(以下「本取引システム」といいます。))でのみ行うことができます。電話、ファクス、電子メールその他の手段による注文およびその変更・取消しは、本取引システムの障害時も含めできません。

(定義)

第2条 本約款中で用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

(1)「外国為替レート」とは、主要な外国為替市場における主要な外国為替銀行間の外貨の円換算による取引価格および外貨換算による取引価格をいいます。

(2)「インターバンク市場」とは、各国の銀行等が参加して通貨の取引を行い、外国為替レートに関する指標性を最も広く認知された市場をいいます。

(3)「スワップポイント」とは、取引の対象となる外国通貨と円の金利差を精算した金額をいいます。

(4)「ポジション」とは、本取引における未決済の取引をいいます。

(5)「取引単位」とは、本取引を行う場合の取引金額の最低の通貨単位をいいます。

(6)「取引時間」とは、本取引に係る注文執行を行える時間をいいます。

(7)「転売」とは、買いポジションを差金決済により終了する行為をいいます。

(8)「買戻し」とは、売りポジションを差金決済により終了する行為をいいます。

- (9)「反対売買」とは、「転売」および「買戻し」の取引をいいます。
- (10)「預託証拠金」とは、お客様がイワイ FX 口座にお預けいただいている金銭の総額をいいます。
- (11)「取引証拠金」とは、新規の取引を開始する為に、取引単位あたりに必要とされる証拠金をいいます。
- (12)「建玉（ポジション）に係る証拠金必要額」とは、お客様が有しているポジションにおいて必要な証拠金の合計額をいいます。
- (13)「注文に係る証拠金必要額」とは、反対売買以外の注文に必要な証拠金の合計額をいいます。
- (14)「証拠金必要額の総額」とは、建玉（ポジション）に係る証拠金必要額と注文に係る証拠金必要額とを合算した金額をいいます。
- (15)「ストップロス」とは、本取引による損失の拡大を防ぐ為に反対売買することをいいます。
- (16)「逆指値注文」とは外国為替レートが買い指定値以上となると買い注文を、売り指定値以下となると売り注文をそれぞれ執行する注文の方法をいいます。
- (17)「執行条件」とは、成行注文、指値注文、逆指値注文をいいます。
- (18)「OCO注文」とは、本取引に係る注文を組み合わせた注文で、指値注文と逆指値注文の二者択一をいいます。
- (19)「成行注文」とは、注文時点の外国為替レートに準拠した取引価格により、直ちに取引を成立させる注文をいいます。
- (20)「IFDON注文」とは、新規のポジションができると同時に決済の注文を発注する方法をいいます。
- (21)「IFDONOCO注文」とはIFDON注文の決済注文がOCO注文であるものをいいます。
- (22)「ユーザー名」とは、お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾し、当社がお客様に発行した本取引システムの使用に係る番号をいいます。
- (23)「サーバー」とは本取引システム全体を管理運営する為の中央処理コンピューターをいいます。
- (24)「クライアント」とはサーバーにインターネットを介して接続された、お客様のコンピューターまたは携帯端末をいいます。

(リスクと自己責任の確認)

第3条 お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握した上で、本約款に記載されている事項を承認し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、およびリスクを熟知した上でお客様の判断と責任において、お客様の計算で本取引を行うことを確認します。

- (1) 本取引においては、当該取引通貨の為替相場の変動および取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。
- (2) 本取引においては当社の信用低下によるリスクを伴っていること。

(3) 別途交付される「外国為替証拠金取引(イワイFX)説明書兼リスク説明書」に記載された内容を承知していること。

2 お客様は、「金融商品取引法および関連諸法令・諸規則」「外国為替及び外国貿易法」その他その時々において適用される本邦および外国の関連諸法令、および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき本取引を行うこととします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。

(ユーザー名とパスワード)

第4条 お客様が本取引システムを使用することを当社が承諾した場合、お客様が本取引システムに入力したユーザー名とパスワードの組み合わせが、当社の管理するユーザー名とパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は本取引システムの使用ができます。

2 お客様のユーザー名とパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。

3 お客様のユーザー名とパスワードを使用して、本取引システムに対して行われた売買注文にかかわる指図および預託証拠金の払い出しにかかわる指図(以下「本取引にかかわる指図」といいます。)、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。

4 お客様は、お客様がユーザー名とパスワードを第三者に貸与または譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のユーザー名とパスワードが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文ないし指図を行った場合には、それはお客様による注文ないし指図として扱われることにあらかじめ了承し、第三者による本取引にかかわる注文ないし指図に起因して生じた結果については、事情のいかんを問わず、全てお客様が責を負うことをあらかじめ了承します。

(インターネット利用環境)

第5条 お客様は、本取引システムを利用する為に必要なクライアントおよびメールアドレスを自己の責任において準備し、かつ安定的に維持することとします。

(クライアントの障害)

第6条 お客様は、クライアントに障害が生じた場合はお客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアントの障害等について一切の質問を受けないことをあらかじめ了承します。

2 お客様は、クライアントの障害に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責を負わないこととします。

(注文の明示)

第7条 お客様は、当社に対し、通貨ペア、取引数量、売買の区別、新規・決済の別、注文の種類、注文の有効期限等、当社のあらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対す

る取引の注文を行うこととします。

(通貨ペア、注文の種類、および注文の有効期限)

第8条 お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類、および注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めることとします。

2 お客様は、当社が前項に定める通貨のペア、注文の種類、および注文の有効期限を変更できることをあらかじめ了承します。

(取引時間)

第9条 お客様が当社と行う本取引にかかわる売買注文は、当社が定める時間の範囲において指図することとします。

(注文の数量)

第10条 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は当社の定める最大注文数量の範囲内に限られることとします。

2 お客様は、当社が前項に定める最大注文数量を変更できることをあらかじめ了承します。

(注文の執行)

第11条 お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当該注文の執行を行わないことができることとします。

(1) お客様の本口座における預託証拠金の額が証拠金必要額の総額に満たない場合。

(2) お客様の本口座における預託証拠金の額が、当該注文の執行により証拠金必要額の総額に満たなくなる場合。

2 お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないこととします。

(指図の受付)

第12条 お客様の本取引にかかわる指図は、お客様が使用するクライアントに指図内容を入力した後、本取引システムのサーバーに、その指図の行われた日時と操作の内容が受信され、そのデータが記録された時点で受け付けられたこととします。

(注文の取消し、および変更)

第13条 お客様が本取引システムを使用して当社に指図した注文について、当社が定める時間の範囲内において、かつ注文が成立していなかった場合に限り、取消し、又は、変更等を行うことができることとします。なお、注文を変更する場合は、変更しようとする注文の取消しを行った後、変更後の注文を新たに本取引システムを使用し指図することとします。

(外国為替レートおよびスワップポイント)

第14条 お客様が当社と行う本取引にかかわる外国為替レートおよびスワップポイントについては、インターバンク市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レートおよびスワップポイントが適用されることとします。

2 お客様は、当社に対し、インターバンク市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レート以外の外国為替レートを主張できないことをあらかじめ了承します。

3 お客様は、逆指値注文による注文の場合、市況により実際の約定値がお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があることをあらかじめ了承します。

(決済の処理)

第15条 本取引に係るお客様のポジションについて、お客様が任意にこれを転売または買戻しすることができることとします。この場合、当社はおお客様の売付総代金から買付総代金および手数料の諸経費を控除し、お客様の本口座において預託証拠金に振替えます。益金がある場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合は預託証拠金をもって充当します。お客様は、これによってお客様の預託証拠金の額が増減することをあらかじめ了承します。

(ロールオーバー)

第16条 お客様が前条規定の差金決済の指図を行わなかった場合、当社はおお客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定める外国為替レート、スワップポイント、手数料等の諸経費の計算に基づいて、本取引にかかわるお客様のポジションの計算上の損益を求め、これを預託証拠金に振替えます。益金がある場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合は預託証拠金をもって充当します。お客様は、これによってお客様の預託証拠金の額が増減することをあらかじめ了承します。

2 お客様は、前項に定める処理において、お客様のポジションの約定レートが当該処理に用いた外国為替レートに置き換えられることをあらかじめ了承します。

(強制決済)

第17条 お客様が第19条の規定に基づき期限の利益を喪失したとき、または当社がおお客様の意思を1年を超えて確認できない場合には、当社が、本取引にかかわるお客様の債権債務を確定する為、お客様に事前に通知することなく、お客様のポジションをお客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

(ストップロス制度)

第18条 当社は、本取引にかかわるお客様のポジションについて、随時、外国為替レートに基づいて時価評価を行うこととします。

2 前項に定める評価の計算時に、預託証拠金の額からポジションの計算上の評価損を差し引いた額が、ポジションに係わる証拠金必要額に対して当社が定める比率を乗じて算出し

た額以下となった場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ポジションを差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

3 お客様は、当社が前項に定める差金決済を行った結果生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差し引くこと及び当該売買損金額が預託証拠金を上回った場合にあっては、その差額を当社が指定する期日までに支払うことをあらかじめ了承します。

(期限の利益の喪失)

第 19 条 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する本取引およびポジション等に係る一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止又は破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債権又はその他の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) お客様の当社に対する本取引又はポジションに係る債務について差入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が発生したとき。
- (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となり、または連絡がとれなくなったとき。

2 お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は本取引およびポジション等に係る当社に対する一切の債務について当社の請求によって期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) お客様の当社に対する本取引もしくはポジションに係る債務又はその他一切の債務のいずれかについての一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の当社に対する債務 (ただし、本取引およびポジションに係る債務を除く。) について差入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始 (外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。) があったとき。
- (3) お客様が当社との本約款又はその他の取引規程のいずれかに違反したとき。
- (4) 前各号のほか当社がその債権の保全を必要とすると認める相当の事由が生じたとき。

(相殺)

第 20 条 当社は、期限が到来し、または、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社のお客様に対する債権と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、それらの弁済期の前後・到来のいかんにかかわらず、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺できるものと

し、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

2 前項の相殺を行う場合、お客様が当社に支払うべき利息及び損害金の計算については、その期間の相殺を行う日までとし、利息等の利率については、年15%とします。

3 当社が第1項の相殺を行う場合、決済通貨が異なるときに適用する外国為替レートについて、当社がその日の正午に提示する外国為替レートを適用します。

(充当の指定)

第21条 お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、または、当社が第20条規定の相殺を行う場合において、お客様の弁済額またはお客様の当社に対する債権がお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

(取引要項の変更)

第22条 お客様は、天災地変、経済事情の激変、法令等の制定又は改廃等その他やむをえない事由に基づいて、当社が本取引にかかわる取引要項の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

(預託金銭の利息)

第23条 お客様は、本取引の預託証拠金、本取引により生じた売買差益金その他の本取引に関する金銭に対しては、利息が発生しないことをあらかじめ了承します。

(免責事項)

第24条 お客様は、次に掲げるお客様の損害および損失については、当社および当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ了承します。

(1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害および損失。

(2) インターバンク市場の閉鎖または規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害および損失。

(3) パスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、お客様が本取引に係る注文を当社に出せなかったことにより生じた損害および損失。

(4) 電信、インターネット、携帯電話設備または郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害および損失。

(5) お客様が入力したパスワードと当社に登録されているパスワードの一致を確認して行った取引により生じる損害および損失。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合を除くこと。

(6) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金

銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害および損失。

(7) お客様のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、当社の故意または重大な過失によらない当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害により生じた損害および損失。

(8) ストップロス制度によるポジションの処分により生じた損害および損失。

(9) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略および中断ならびにシステム障害等により生じる損害および損失。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合を除くこと。

(10) その他、前各号のほか当社の責めに帰すことのできない事由の発生により、お客様が被った損害および損失。

2 前項各号の事由により、本取引に係る注文およびその執行がお客様の意図する内容で執行されなかった場合も、お客様はその責を負うこととし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

(損害賠償についての制限)

第25条 当社の責に帰すべき障害であっても、その事由の如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益については、当社はその一切その責を負わないこととします。

(債権譲渡等の禁止)

第26条 お客様が当社に対して有する本取引にかかわる債権は、事由のいかんを問わずこれを他に譲渡または質入れその他の処分をすることができないこととします。

(解約)

第27条 お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は、お客様は当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うこととします。ただし、お客様にポジションがある場合は解約の申し入れを行うことができないこととします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができることとします。またお客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

(1) お客様が本約款またはその他の本取引に係る約款およびその他の関連規程等(「外国為替証拠金取引(イワイFX)口座規程」等)の条項または記載内容のいずれかに違反し、当社が本約款の解約の通知を行ったとき。

(2) お客様が法令等に違反したとき。

(3) お客様のポジションがない状態が1年を超えたとき。

(4) お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。

3 前項の規定によりお客様の当社に対する債務が生じた場合は、直ちにその債務の弁済を行わなければならないこととします。

4 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款およびその他の関連規程等に基づく契約も同時に終了することとします。

(取引サービスの中止および廃止)

第28条 やむを得ない事情がある場合、お客様に対する6か月以上前の事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ了承します。

3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第18条第2項および第3項に準じて、当社が反対売買を行うことをあらかじめ了承します。

(適用法令および合意管轄)

第29条 本約款は、「金融商品取引法および関連諸法令・諸規則」「外国為替及び外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める規程に従って解釈されることとします。また当社との間の本取引に起因または関連する訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

(約款の変更)

第30条 当社は、本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合または軽微である場合、当社の判断で本約款の内容を変更することができることとします。この場合、当社は、当該変更内容についてお客様に遅滞なく通知することとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

2 当社は、本約款内容の変更が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合または軽微である場合を除き、お客様にその変更事項を事前に通知することとします。この場合、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面または電子メールにより行わないときは、その変更同意したものとみなすこととします。

3 前1項に定める通知がお客様に到達した日よりも後に行われた本取引にかかわる指図は、お客様が本約款の変更同意したうえでなされたものとみなすこととし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

平成19年12月改定